

平成 30 年 6 月 8 日

各位

東京海上保安部
東京湾海上交通センター

東京西航路における行き会い管制につきまして

東京西航路では、平成 23 年 1 月 18 日から「港長の指示する船舶」は管制信号に係わらず入出航が可能となる「特例による行き会い管制」を行っていましたが、今般、「特例の行き会い」の対象を超える長さ 340 m 以上のコンテナ船が定期的に入航することとなりました。

つきましては、平成 30 年 6 月 20 日をもって「特例の行き会い」を取り止め、「通常の行き会い」を行いますので、お知らせいたします。

「通常の行き会い」を行う場合には、次の事項に留意し安全に航行するようお願い致します。

1 行き会い管制とは

管制船が東京西航路を入出航する場合は、航路内において全ての管制対象船との行き会いを禁止する一律管制を原則としていますが、管制船と航路内で行き会いを希望する管制対象船は、行き会い管制の要件を満たし、港長の指示を受けた場合に、航路内において管制船と行き会い航行が可能となるものです。

2 定義

(1) 管制船

長さ 300 m 以上の船舶

(2) 管制対象船

長さ 100 m 以上 300 m 未満の船舶

3 行き会い管制の要件

行き会い管制の要件は、以下のとおりです。

ただし、近傍海域で海難等が発生し行き会うことが適切でないと港長が判断した場合は、以下の条件を満たしても、行き会い管制を認めない場合が

あります。

- (1) 行き会いの時間帯は、午前 8 時半から午後 3 時までであること
- (2) 行き会い希望管制対象船は、管制船の航路通航予定時刻の前後 1 時間以内に通航すること
- (3) A I S が正常に作動していることが東京湾海上交通センターで確認できること
- (4) 行き会い希望管制対象船の長さが行き会い可能な長さ以下であること
別添「管制船及び管制対象船の大きさの目安を求める算定式」又は
「東京西航路における行き会い可能船舶一覧表」参照
- (5) 行き会う管制船は、1 隻のみであること
- (6) 行き会う管制対象船は、先着の 1 隻であること
- (7) 風速 15 m / s 以下、かつ視程 1 海里以上の気象状況であること
- (8) 管制船が油槽船 (5 0 0 0 総トン以上) 又は曳航全長 2 0 0 m 以上の作業船等の曳航船舶でないこと

4 行き会い管制の申請手続き

(1) 申請手続き

【申請方法】

- ・行き会い希望管制対象船は、直接あるいは船舶代理店又は東京ポートラジオを通じて東京湾海上交通センターに申請すること
- ・申請は、電話又は V H F により口頭で行うこと
- ・申請時間は、管制船の離岸又は航路 I N の 1 時間前までに行うこと

(2) 港長からの指示

東京湾海上交通センターでは、行き会いの申請を受けると「行き会い管制の要件」「航路航行船舶の状況」「行き会いの安全性」について検討を行い、行き会いの可否を判断し、行き会い希望管制対象船に対し行き会いを指示します。

港長からの指示は、以下のメッセージを A I S で行き会い希望管制対象船に直接送信します。

A I S バイナリーメッセージは英文なので注意してください。

出港時の A I S バイナリーメッセージ

< TOKYO MARTIS >

ONLY THIS TIME YOU ARE PERMITTED
TO DEPART AT “ I ” SIGNAL .

入港時の A I S バイナリーメッセージ

< TOKYO MARTIS >

ONLY THIS TIME YOU ARE PERMITTED
TO ENTER AT “O” SIGNAL.

(3) 港長からの指示に対する応答

A I Sで送信された上記のメッセージを受けたら、受信確認した旨をA I Sメッセージ等により応答してください。短いもので構いません(応答は、V H Fあるいは電話でも可です)。

手続きはこれで完了になります。

なお、応答がない場合は、行き会いは取消しとなりますので注意してください。

【応答メッセージ】

C O N F I R M E DまたはU N D E R S T O O Dなど

(4) 行き会い船舶の情報提供

指示された船舶には、A I Sメッセージなどにより行き会うことになる管制船の情報を提供します。

情報提供は以下の内容となりますが、それ以外のことでも問い合わせがあれば、わかる範囲で情報提供します。

なお、行き会い希望船舶の情報を管制船にも情報提供しますので相互に連絡をとるなどして安全航行に努めてください。

共通情報

・要目

船名、長さ、コールサイン、船舶の種類(コンテナ船等)

動静情報

・管制船が出港の場合

離岸バース、離岸時間、航路入出航時間等

・管制船が入港の場合

着岸バース、着岸時間、航路入出航時間等

【注意事項】

・港長が指示する行き会い希望管制対象船は、行き会うことになる管制船の長さに応じて行き会いが可能な長さ1 0 0 m以上3 0 0 m未満の船舶であることが前提となります

・港長から指示のない行き会い希望管制対象船は、管制信号に従って通航しなければなりません

・行き会い管制は東京西航路で実施しておりますが、東京東航路では実施していませんので注意してください

5 問い合わせ先

- (1) 特例廃止に関する問い合わせ
東京湾海上交通センター安全計画課
電話：0 4 5 - 2 2 5 - 9 1 3 0
担当：武井
- (2) 行き会い管制に関する問い合わせ
東京湾海上交通センター東京卓
電話：0 4 5 - 2 2 5 - 9 1 5 1

別 添

管制船及び管制対象船の大きさの目安を求める算定式

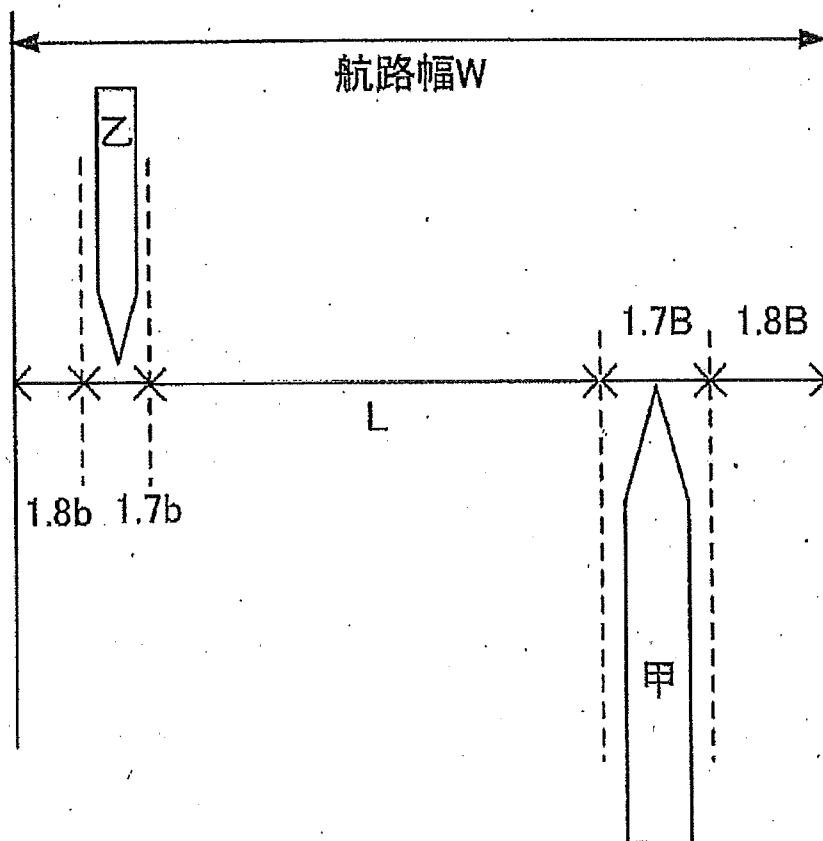
$$W = 1.8b + 1.7b + L + 1.7B + 1.8B$$

$$l \div 2W - 3L$$

W : 航路幅 L : 管制船の長さ B : 管制船の船幅

l : 管制対象船の長さ b : 管制対象船の船幅

$L \div 7B$ $l \div 7b$ 管制船の長さ $\geq$ 管制対象船の長さ



東京西航路における行き会い可能船舶

管制船	管制対象船	管制船	管制対象船
300m	300m	335m	195m
301m	297m	336m	192m
302m	294m	337m	189m
303m	291m	338m	186m
304m	288m	339m	183m
305m	285m	340m	180m
306m	282m	341m	177m
307m	279m	342m	174m
308m	276m	343m	171m
309m	273m	344m	168m
310m	270m	345m	165m
311m	267m	346m	162m
312m	264m	347m	159m
313m	261m	348m	156m
314m	258m	349m	153m
315m	255m	350m	150m
316m	252m	351m	147m
317m	249m	352m	144m
318m	246m	353m	141m
319m	243m	354m	138m
320m	240m	355m	135m
321m	237m	356m	132m
322m	234m	357m	129m
323m	231m	358m	126m
324m	228m	359m	123m
325m	225m	360m	120m
326m	222m	361m	117m
327m	219m	362m	114m
328m	216m	363m	111m
329m	213m	364m	108m
330m	210m	365m	105m
331m	207m	366m	102m
332m	204m	367m	99m
333m	201m		
334m	198m		